

平成25年 2月28日改正
平成26年 3月17日改正
平成27年 3月 4日改正
平成27年11月26日改正

独立行政法人科学技術振興機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)

平成24年4月1日

文 部 科 学 省

目次

序文	1
前文	1
I 中期目標の期間	1
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
【全体的事項】	1
【個別事項】	
1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化	2
① 科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案	
② 低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案	
2. 科学技術イノベーション創出の推進	2
(1) 科学技術イノベーション創出の推進	2
① 戦略的な研究開発の推進	
i) 課題達成型の研究開発の推進	
ii) 国家課題対応型の研究開発の推進	
② 産学が連携した研究開発成果の展開	
③ 東日本大震災からの復興・再生への貢献	
④ 国際的な科学技術共同研究の推進	
i) 国際的な科学技術共同研究の推進	
ii) 戦略的な国際科学技術協力の強化	
⑤ 研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築	
⑥ 知的財産の活用支援	
⑦ 革新的新技術研究開発の推進	
(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成	5
① 知識インフラの構築	
a. 科学技術情報流通・連携・活用の促進	
b. ライフサイエンスデータベース統合の推進	
② 科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築	
a. 次世代の科学技術を担う人材の育成	

i)	児童生徒の継続的・体系的な育成のための取組	
ii)	理数系教育を担う教員の育成・支援	
b.	科学技術イノベーションに関与する人材の支援	
c.	海外との人材交流基盤の構築	
d.	プログラム・マネージャーの育成	
e.	公正な研究活動の推進	
③	コミュニケーションインフラの構築	
i)	多様な科学技術コミュニケーション活動の推進	
ii)	科学技術コミュニケーションを实践する場の構築	
3.	その他行政等のために必要な業務	7
(1)	関係行政機関からの委託等による事業の推進	
III	業務運営の効率化に関する事項	7
1.	業務経費及び一般管理費の効率化	7
2.	人件費の抑制	7
3.	業務・システムの最適化による業務の効率化等	8
IV	財務内容の改善に関する事項	9
1.	自己収入の増加	9
2.	累積欠損金の計画的縮減	9
2.	運営費交付金の厳格な算定	9
V	その他業務運営に関する重要事項	9
1.	施設及び設備に関する事項	9
2.	人事に関する事項	9

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、科学技術情報の流通に関する業務、科学技術に関する研究開発に係る交流に関する業務、科学技術に関し知識を普及し、国民の関心及び理解を増進させる業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを基本的な目標とする。

この基本目標を達成するため、機構は、科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、科学技術イノベーションで世界を牽引するための研究開発戦略の立案、科学技術イノベーション創出の推進及び科学技術イノベーション創出のための基盤形成に重点化し、効率的に以下の科学技術振興施策を推進する。

I 中期目標の期間

機構の行う科学技術振興業務は、科学技術基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施すべきものであり、機動的に見直していくことが適切であることから、中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【全体的事項】

厳しい国際競争に打ち克つため、機構内外の資源を最大限活用し、我が国が科学技術イノベーションで世界を牽引するための骨太な研究開発戦略を立案し、i) 独創的なシーズの創出から研究成果の企業化開発に至るまでを切れ目なく推進することにより、科学技術イノベーションを創出するとともに、ii) 科学技術イノベーション創出のために必要な基盤（知識インフラ、人材インフラ、コミュニケーションインフラ）の形成を戦略的に促進する。これらを実現するため、事業間の連携強化、課題達成を志向した横断的組織の創設などの科学技術イノベーション創出に向けた体制強化を図るとともに、全体の統括機能を強化することで、ガバナンス体制を整備する。

また、東日本大震災による被災地の復興・再生を支援するため、機構はこれまで培ってきたノウハウ、研究成果等を最大限に活用する。

さらに、事業を推進するに当たっては、以下の取組をあわせて実施する。

イ. 機構の事業内容及び成果について、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第

三者が検証可能なものとなるよう努める。

- ロ. 機構は、科学技術基本計画の趣旨を踏まえ事業を展開するに当たり、これまで以上に研究等の成果が国民生活へ還元される、あるいは還元されたことが国民に具体的に分かるような形で情報発信する。
 - ハ. 外部有識者・専門家の参画による評価を実施した上で、その結果を機構の活動の改善に反映させることにより、機構における PDCA サイクルを構築するとともに、国民に具体的に分かるような形で情報発信する。
- ニ. 事業の実施に当たっては、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的なマネジメントを実施するとともに、関連する事業を実施している機関等との適切な連携・協力関係を構築する。
- ホ. 研究費の執行を適切に行うことにより、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化する。

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化

①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案

機構の業務全般の効果的・効率的な運営に資するため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行い、我が国が進めるべき研究開発対象を特定し、科学技術システムの改善に向けた質の高い提案を行う。得られた成果については、我が国の研究開発戦略の立案にも活用されるよう国に提供するとともに、国民に向けて積極的に発信する。

②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案

文部科学省が策定する研究開発戦略に基づき、新規有望技術に着目し、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互関連や相乗効果の検討等を行うことにより、科学技術に立脚した社会システム改革や研究開発の方向性等を提示するための研究を推進し、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に資する質の高い提案を行う。得られた成果については、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、国及び国民に向けて積極的に発信する。

2. 科学技術イノベーションの創出

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

第4期科学技術基本計画に掲げる我が国の重要課題の達成に貢献するため、以下の研究開発を国が示す方針の下で推進する。

① 戦略的な研究開発の推進

i) 課題達成型の研究開発の推進

科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指すために必要な研究課題を具体的に解決するという観点から設定する戦略目標等の達成に向けて、組織の枠を超えて時限付で最適な研究開発推進体制（バーチャル・ネットワーク型研究所）を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。

戦略的な基礎研究の推進に当たっては、戦略目標の達成に向け、国際的に高い水準で目

的基礎研究を推進し、科学技術イノベーションの創出に資する新技術のシーズとなる研究成果を得る。加えて、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、施策を見直し、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する取組を行うことにより、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく推進する。

温室効果ガスの削減を中長期にわたって着実に進めていくため、削減に大きな可能性を有し、かつ、従来技術の延長上にはない新たな科学的・技術的知見に基づく革新的技術の研究開発を推進するとともに、その途中段階において目標達成の見通しを評価し、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。

社会技術に関する研究開発の推進に当たっては、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用し、広く社会の関与者の参画を得て、社会が抱える様々な問題の解決に資する成果を得るとともに、その成果を社会で有効に活用できるものとして還元する。

ii) 国家課題対応型の研究開発の推進

iPS細胞等を使った再生医療・創薬について、世界に先駆けて実用化するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、再生医療実現拠点ネットワークを構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。なお、平成27年4月1日の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い事業を移管する。

②産学が連携した研究開発成果の展開

機構及び大学等における基礎研究等により生み出された新技術を産業界へ橋渡しすることにより、研究開発成果の実用化を促進し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。

機構及び大学等の研究開発成果について、企業等への技術移転を促進し社会還元を図るため、競争的環境下で最適な支援形態及び研究開発計画を設定して研究開発及び企業化開発を推進し、機構及び大学等の研究開発成果の企業化につなげる。その際、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。また、旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管等を進める。

機構の基礎研究等の成果の中から新産業の創出に向けて設定した研究開発テーマについて、競争的環境下で必要な研究体制を迅速に構築して切れ目のない一貫した研究開発を戦略的に推進し、科学技術イノベーションの創出につながる研究開発成果を得る。

産業競争力の強化及び大学等の基礎研究の活性化を図るため、産学の対話を行いながら、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題の解決に資する基礎研究を競争的環境下で推進し、当該研究の成果を通じた産業界における技術課題の解決及び産業界の視点や知見の大学等へのフィードバックを促進する。

既存の産学官金連携ネットワーク等と協力して地域企業のニーズをくみ取り、機構の知見や強みを最大限活用して、全国の大学等の研究成果の企業化に向けた戦略的な支援を行い、地域経済社会の活性化に資する新規事業・新産業の創出を推進する。

リスクが高く既存企業が研究開発を行うことができないが、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術を事業化するため、新規事業創出のノウハウを持つ民間の人材を活用し、

革新的なベンチャー企業創出に資する研究開発を推進する。

成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成を支援し、科学技術イノベーションの創出を推進する。

我が国の科学技術の共通基盤を支えるとともに、最先端かつ独創的な研究成果を生み出し、社会的に重要な科学技術イノベーションを実現するため、文部科学省が提示する基本方針を踏まえ、競争的環境下で、オンリーワン・ナンバーワンの先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化を推進する。

企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速の支援に当たっては、企業化が著しく困難な新技術の企業化開発の不確実性を踏まえ、適切な実施体制を構築する。また、事業の進捗状況について文部科学省に適宜報告するとともに、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

機構は、出資に伴うリスクを適切に評価した上で、機構の研究開発成果を活用するベンチャー企業の設立・増資に際して出資を行い、又は人的・技術的援助を実施することにより、当該企業の事業活動を通じて研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資した企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えつつ、事業資金の効率的使用に最大限努める。

研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の促進のため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。

③東日本大震災からの復興・再生への貢献

東日本大震災からの復興に向けて、機構の知見や強みを最大限活用し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。具体的には、被災地企業、関係行政機関等のニーズを踏まえた被災地の科学技術イノベーションの創出、計測分析技術・機器の開発に関する機構の実績を活かした放射線計測分析技術・機器・システムの開発を行う。

④国際的な科学技術共同研究の推進

文部科学省が示す方針に基づき、諸外国との共同研究等を推進し、地球規模課題の解決や国際共通的な課題の達成を通して、我が国の科学技術イノベーションの創出に貢献する。

i) 国際的な科学技術共同研究の推進

地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した分野において、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を競争的環境下で推進し、地球規模課題の解決並びに我が国及び開発途上国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。

政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際共同研究を競争的環境下で推進することにより、国際共通的な課題達成及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。

ii) 戦略的な国際科学技術協力の強化

政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、海外の協力相手機関と連携して国際研究交流を推進することにより、国際共通な課題解決及び諸外国との連携を通じた我が国の科学技術イノベーションの創出に資する成果を得る。

⑤研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築

研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えて国内外の人材を糾合する場（イノベーションハブ）を構築するため、研究開発法人の飛躍性ある優れた取組を支援する。

⑥知的財産の活用支援

我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、大学等及び技術移転機関における知的財産活動を支援するとともに、金融機関等とも連携し、大学等の研究開発成果の技術移転を促進する。

具体的には、大学等における研究開発成果の特許化を発明の目利きを行いつつ支援することにより、我が国の知的財産基盤の強化を図る。特に海外特許出願の支援に重点を置く。金融機関等との連携により、企業ニーズに留意しつつ、我が国の重要なテーマについて、市場動向を踏まえつつ、特許群の形成を支援し、戦略的に価値の向上を図る。

また、大学等の研究開発成果の技術移転に関しても、大学等及び技術移転機関と連携を図りつつ、企業と大学等の連携を促進させること、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施すること、特許の価値向上のための支援を行うこと、企業に対して研究開発成果のあっせん・実施許諾を行うことなどにより、促進する。

⑦革新的新技術研究開発の推進

（革新的新技術研究開発業務）

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

（2）科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

①知識インフラの構築

a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進

科学技術イノベーション創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報を効果的に活用できる環境などを構築し、科学技術情報の流通を促進する。さらに、科学技術情報を、政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定への活用や組織・分野の枠を越えた研究者及び技術者等の人的ネットワーク構築の促進等に資する環境を構築する。

これらの取組を効率的かつ効果的に進めるため、科学技術情報を持つ産学官の機関との連携を進めるとともに、常に利用者のニーズを把握し、利用者目線に立ってシステムの利便性

向上を図る。

また、様々な学問分野の科学技術に関する文献を容易に検索・利用できるようにするため、論文その他の文献情報を抄録等の形式で整備することにより、科学技術情報基盤の充実を図る。本事業については、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして情報のより高度な利用を促進する。

b. ライフサイエンスデータベース統合の推進

我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有され、活用されることにより、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体の活性化に貢献するため、国が示す方針の下、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合に向けた、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用及び研究開発を推進し、ライフサイエンス分野データベースの統合に資する成果を得る。

②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築

a. 次世代の科学技術を担う人材の育成

次世代の科学技術を担う人材を育成するため、理数系科目に秀でた児童生徒等の育成を行うとともに、児童生徒等の科学技術や理数系科目に関する興味・関心及び学習意欲並びに学習内容の理解の向上を図る。なお、事業全体として高い効果を上げるため、それぞれのプログラムの相互の関連性などに留意しながら、事業を推進する。

i) 児童生徒等の継続的・体系的な育成のための取組

先進的な理数系教育に取り組む高等学校等に対し、課題解決的・体験的な学習など理数系科目の学習を充実する取組への支援を行うとともに、大学・高等専門学校に対し、理数系科目に関して高い意欲・能力を有する児童生徒等に高度で発展的な学習環境を提供する取組の支援を行う。また、科学館、大学、民間企業等の外部機関のもつ資源を活用するなどの科学技術や理数系科目の学習を充実させる取組を支援するとともに、支援を通じて蓄積した事例や成果を普及させる。

さらに、これらの取組に参加した児童生徒等がその成果を発揮する場を構築するため、科学技術や理科・数学等のコンテストに関する取組の支援を行う。

ii) 理数系教育を担う教員の育成・支援

科学技術や理数系科目に対する児童生徒の興味・関心や能力を向上させる授業を行うために、優れた教員を養成する取組を支援するとともに、教員が利用しやすく、児童生徒が科学技術や理科を分かりやすく理解できる教材を開発、提供、普及することにより、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。

また、小学校理科授業に、有用な外部人材を配置し、観察・実験等の体験的な学習における教員の支援を行うことにより、小学校理科授業の充実及び小学校教員の体験的な学習に関する指導力の向上を図る。なお、本プログラムは平成 24 年度末までに終了させる。

b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援

科学技術イノベーション創出を担う博士課程の学生や博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材の活躍の場の拡大を支援するため、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

c. 海外との人材交流基盤の構築

- i) 外国人研究者が我が国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように外国人研究者に宿舎を提供する。
- ii) 海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

d. プログラム・マネージャーの育成

イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担うプログラム・マネージャーを育成するため、実践的な育成プログラムを構築し、その専門職化やキャリアパスの確立を推進する。

e. 公正な研究活動の推進

公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が実施されるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携しながら、各研究機関における研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を行う。

③コミュニケーションインフラの構築

我が国の科学技術政策に関して国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、従来型の一方向の科学技術理解増進活動にとどまらず、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。そのため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーション活動を推進するとともに、国民と研究者等との双方向の科学技術コミュニケーションを実践する場を作り出し、科学技術コミュニケーションに関する基盤を構築する。

その際、科学技術コミュニケーション手法の調査・研究を行い、効果的な手法を用いた支援・実践を推進する。

i) 多様な科学技術コミュニケーション活動の推進

研究者のアウトリーチ活動などの科学技術コミュニケーション活動を支援するとともに、科学技術コミュニケーション活動のネットワークを構築するための支援を行う。さらに、科学技術コミュニケーション活動を担う人材の育成や科学技術を伝える展示手法の開発など、科学技術コミュニケーション活動を活性化する取組を推進する。

ii) 科学技術コミュニケーションを実践する場の構築

日本科学未来館において、最先端の科学技術を分かりやすく国内外に発信するとともに、国民の期待や社会的要請の把握に一層努め、社会と科学技術との関わりを深める場としての機能を強化する。また、科学技術コミュニケーションに関するイベントを開催するなど、国民と研究者等との間の科学技術コミュニケーション活動の場を提供する。さらに、科学技術コミュニケーションに資する情報の集約などを行い、広く情報を提供する。

3. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、当該事業目

的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

Ⅲ業務運営の効率化に関する事項

1. 業務経費及び一般管理費の効率化

機構は、各種事務処理を簡素化・迅速化し、施設・スペース管理を徹底すること等により、本中期目標期間中に公租公課を除き、一般管理費については、5年間で15%以上を削減する。また、科学技術文献情報提供事業以外の業務に係る業務経費（競争的資金を除く）については、5年間で5%以上の効率化を図る。競争的資金については、研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しや業務運営に係る事務管理経費の効率化を行うとともに、その効果を具体的に明確にする。

なお、社会の要請に基づき、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図る。

機構の保有する施設等の有効利用を推進するとともに、不断の見直しを行い、保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。

ただし、人件費の効率化については、次項に基づいて取り組む。また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。

2. 人件費の抑制

事業の見直し等による管理部門の業務縮小等に伴う、職員の計画的合理化を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

3. 業務・システムの最適化による業務の効率化等

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うため、情報システムの最適化計画を着実に実行し、業務の効率化を行う。また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

Ⅳ財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の増加

日本科学未来館においては入場料収入、施設使用料等により自己収入の増加に努めること。

2. 累積欠損金の計画的縮減

平成 24 年度中に、科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスを確実に実施するとともに、文献情報提供勘定については、新たな経営改善計画を策定し、同勘定における累積欠損金の縮減を計画的に行う。

3. 運営費交付金額の厳格な算定

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する事項

機構の行う科学技術振興業務を効果的・効率的に推進するため、老朽化対策を含め、施設・設備の改修、更新等を計画的に実施する。

2. 人事に関する事項

職員の能力向上を図り、円滑な業務遂行を行うため、人事評価制度を着実に運用する。